

「一般県道〇〇線の歩道整備計画に係る県道と市道〇〇線、県道と市道〇〇線、〇〇線の交差点部分の境界確認協議書」非公開決定

第 1 審査会の結論

令和 3 年 2 月 15 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 3 年 2 月 1 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「一般県道〇〇線の歩道整備計画に係る県道と市道〇〇線、県道と市道〇〇線、〇〇線の交差点部分の境界確認協議書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、県の用地買収の境界確認において境界確認協議書等は求められておらず、立会のみ行っているため文書不存在であるとして、令和 3 年 2 月 15 日付で非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 3 年 5 月 17 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書非公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が非公開決定の取消しを求める本件公文書は、「一般県道〇〇線の歩道整備計画に係る県道と市道〇〇線、県道と市道〇〇線、〇〇線の交差点部分の境界確認協議書」である。

2 本件公文書を非公開とした理由

県の用地買収の境界確認において境界確認協議書等は求められておらず、立会のみ行っているため、本件公文書は不存在であることから、非公開とした。

第4 審査請求の内容

審査請求人の主張する審査請求の理由は、県の用地買収の境界確認において境界確認協議書等は求められておらず立会のみ行っているため文書不存在との通知を受けたが、松山市から公開された境界確定協議書があるのだから、県も公開してほしいというものである。

なお、審査請求人は実施機関の弁明に対する反論は行っていない。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている本件公文書は、「一般県道〇〇線の歩道整備計画に係る県道と市道〇〇線、県道と市道〇〇線、〇〇線の交差点部分の境界確認協議書」である。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした理由は、県の用地買収の境界確認において境界確認協議書等は求められておらず、立会のみ行っており、本件公文書不存在のためであり、条例第11条第2項の規定に基づき、非公開の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、松山市から公開された境界確認協議書があるのだから、県も公開してほしいとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、本件公文書の不存在を理由とする実施機関における本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 本件公文書について

実施機関の説明によると、境界確認協議書とは、隣接する土地の所有者、道路等の公共物や里道・水路等の法定外公共物の管理者が現地で立会し、境界を確認したことを書面として作成したものである。

本件公文書に係る境界確認は、本件歩道整備工事に係る県の用地買収事業実施主体者が、関係する土地所有者等に対して行ったもので、県道との境界については、道路管理者である実施機関が現地立会し境界確認を行ったが、用地買収事業実施主体者から境界確認協議書は求められていないため、実施機関では境界確認協議書を作成しておらず、本件公文書は存在しないとのことである。

当審査会において用地買収事業実施主体者に確認したところ、用地買収で土地を分筆登記する場合、地図訂正が伴う場合は、隣接する関係土地の所有者から地図訂正に同意する旨を書面で法務局に提出する必要があることから、民地の所有者には地図訂正同意書を、また、道路等の公共物等の管理者には境界確認協議書の作成を求めているが、地図訂正が伴わない場合は、境界立会の状況を記録した不動産調査報告書を作成すれば足りるため、地図訂正同意書又は境界確認協議書の作成は求めておらず、本件公文書に係る境界確認については、地図訂正が伴わないため、境界確認協議書の作成は求めていないとのことである。

以上のことを踏まえると、当該境界確認において境界確認協議書等は求められておらず、立会のみ行っているため当該公文書は作成、保有していないとする実施機関の説明に何ら不自然、不合理な点は認められず、本件公文書は存在しないため、公開で

きないとの実施機関の処分は妥当である。

(2) 松山市の境界確定協議書について

実施機関の説明によると、審査請求人が審査請求の理由に掲げている松山市から公開された境界確定協議書とは、審査請求人が松山市から情報公開制度により入手したもので、審査請求人以外の土地所有者が所有する民地と松山市道との境界確定協議書であると思料され、実施機関も関係者として当該境界確定協議書に押印しているものと推察されるが、本件公開請求時点において実施機関では当該境界確定協議書は保有しておらず、詳細は不明とのことである。

当審査会において実施機関に確認したところ、松山市では後日の紛争を避けるため等の理由で、境界確認を行った場合は境界確定協議書を作成しているものと思料されるが、境界確認時に境界確定協議書を作成するかどうかは、あくまで境界確認を行った者の判断によるものである。加えて、松山市の境界確認と本件公文書に係る境界確認はそもそもまったく別のものであり、両者に何ら関連性はないとのことである。

以上のことを踏まえると、審査請求人が審査請求の理由としている松山市の境界確定協議書が存在することをもって、本件公文書が存在するとの主張に妥当性は認められない。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 10月 20日	諮問
令和3年 11月 16日	審査会（第1回審議）
令和4年 1月 12日	審査会（第2回審議）
令和4年 3月 17日	審査会（第3回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	